オ　個別労働紛争解決制度の周知徹底等

㋐　犯罪被害者等に係る個別労働紛争の解決に当たって、個別労働紛争解決制度について周知徹底を図るとともに、同制度の適正な運用に努める。【厚生労働省】（１―56）

㋑　事業主との間で生じた労働問題に関し、犯罪被害者等への情報提供、相談対応等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知徹底を図るとともに、その積極的な活用を図る。【厚生労働省】（１―57）

重点課題第２　精神的・身体的被害の回復・防止への取組

第１　現状認識と具体的施策の方向性

１　現状認識

犯罪被害者等が犯罪等により受ける心身への被害に対しては、その内容や特性に応じた治療や支援を実施する必要がある。

まず、身体的被害については、急性期の症状や後遺障害といった被害の状態に応じ、犯罪被害者等を適切な医療等につないでいく必要がある。特に、性犯罪の被害については、緊急避妊等の産婦人科による診療等のほか、こども、男性、性的マイノリティ、障害者を含む多様な被害者がいることを踏まえ、それぞれの特性に応じた対応をとることも必要となる。

次に、精神的被害については、疾患に至らない心理的なもののほか、自らの生命の危機、家族の喪失、性的被害等のトラウマ（心的外傷）体験によるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等に苦しめられることがある。特に、このような被害を受けた者がこどもである場合には、その精神的被害は一層深刻となり得る。こうした精神的被害に対しては、犯罪被害者等に対する心のケアや治療等に当たる体制の構築が必要となる。

また、犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害にとどまらず、周囲の言動等により、更なる精神的被害（いわゆる二次的被害）を受けることがある。二次的被害は、犯罪被害者等の友人、近隣の住民、無関係の第三者等の言動によって生じるだけでなく、支援に携わる関係機関・団体の職員等の言動により生じることもある。二次的被害は、犯罪被害者等の心情に関する理解不足や、ときには犯罪被害者等への偏見から生ずるが、これらは犯罪被害者等の心の傷を広げ、助けを求める気力すらも失わせることになる。このような被害を防止するためには、周囲の人々や支援に携わる者が、犯罪被害者等に対し、その心理状態やとるべき対応について理解した上で接する必要がある[9]。こうした配慮は、二次的被害の防止に資するだけでなく、犯罪被害者等の精神的被害の緩和・回復にもつながるものである。

さらに、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復・防止に向けては、再び被害に遭うことがないよう、犯罪被害者等の安全確保の方策を講じることも必要である。特に、配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案、児童虐待事案等は、その犯罪の性質から潜在化しやすく、また、加害行為が繰り返し行われることが少なくないことから、犯罪被害者の精神的・身体的被害が深刻化しやすい。

こうした状況下において、第１次基本計画の策定から第４次基本計画までの約20年にわたり、カウンセリング体制の充実、関係機関・団体における研修の充実、捜査・公判の段階における犯罪被害者等の情報の保護等の様々な取組がなされてきた。このほかにも、個別の被害類型に着目したものとして、近時は、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和５年３月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）、「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」（令和６年４月25日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議合同会議取りまとめ）、「ストーカー総合対策」（平成27年３月20日ストーカー総合対策関係省庁会議決定・平成29年４月24日改訂・令和４年７月15日改訂）、「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和４年９月２日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等において、各種施策が取りまとめられているところである。これらを踏まえ、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復・防止のための施策を一層推進していく必要がある。

２　具体的施策の方向性

⑴　精神的・身体的被害からの回復

犯罪被害者等に必要となる医療、ケア及び支援を迅速かつ的確に提供するため、必要な体制を確保していく。また、犯罪被害者等やその支援に携わる者を含め、国民が犯罪被害者等となった場合の医療、ケア、支援等に関する情報提供や国民のアクセシビリティの向上に取り組む。

性犯罪、配偶者等からの暴力事案、児童虐待事案等、個別の被害類型に応じた施策についても、関係機関・団体との相互の連携を含め、それぞれの特性に応じ、更なる充実を図る。

⑵　更なる精神的被害（二次的被害）の防止

支援者等による二次的被害を防止するとともに、犯罪被害者等の精神的被害の緩和・回復につなげるため、犯罪被害者等は犯罪被害によって精神的な変調を来し、その感情や身体、行動に様々な変化（トラウマ反応）が現れることを支援者等が正しく認識し、その認識に基づき適切な対応をとることができるよう、トラウマインフォームドケア[10]の観点も踏まえ、研修・教育等を更に充実させる。

⑶　再被害の防止等の安全確保

犯罪被害者等が、加害者から再び危害を加えられる事態を防止するため、刑事手続や加害者処遇の進捗等に応じ、犯罪被害者等に対してその安全を確保する上で必要な情報を適時適切に提供する。

また、犯罪被害者等の一時保護や施設への避難、防犯指導等の措置をとるほか、刑事手続や各種届出等における犯罪被害者等の情報の保護を徹底する。

さらに、加害者に対しても、その処遇における犯罪被害者等の安全確保のための指導を実施する。

加えて、配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案、児童虐待事案等の再被害のおそれが高い犯罪について、関係機関・団体の取組及び連携を一層強化する。

第２　具体的施策

１　精神的・身体的被害からの回復に関する施策

⑴　犯罪被害者等に対する医療機関の医療機能に関する情報の提供

犯罪被害者等が利用しやすいよう、医療機関の医療機能に関する情報について、全国統一的な情報提供システム「医療情報ネット（ナビイ）」を運用し、ウェブサイト上で提供するとともに、都道府県等の関係機関と当該情報を共有しつつ、関係府省庁と連携し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】（２－１）

⑵　地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

地域の格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期救急、二次救急及び三次救急の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制の充実強化を図る。【厚生労働省】（２－２）

⑶　救急医療における精神的ケアのための体制の確保

救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との連携体制の確保を図る。【厚生労働省】（２－３）

⑷　ＰＴＳＤ等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供

病院等の医療機関の医療機能に関する情報を住民・患者に対して提供する医療機能情報提供制度において、ＰＴＳＤ等の疾病の治療に対応できる医療機関を「医療情報ネット（ナビイ）」で検索することが可能であり、引き続き同制度を周知する。【厚生労働省】（２－４）

⑸　医療現場における自立支援医療制度の周知

ＰＴＳＤ等の治療に係る自立支援医療（精神通院医療）制度については、「犯罪被害者等のＰＴＳＤ治療に係る自立支援医療（精神通院医療）の利用について（周知依頼）」（平成28年４月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）を発出し、犯罪被害者等が適切に同制度を利用できるよう、既に都道府県・指定都市等に周知依頼を行っているところであるが、再度依頼するなど、周知を徹底する。【厚生労働省】（２－５）